

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み（意見申出制度）について

障がい福祉課

就労継続支援B型の総量規制の現状

- 障がい者の就労継続支援B型事業所に係る総量規制（西部）については、令和4年4月から、指定申請にあたり、市町村は、事業者から事業計画の提出、協議を受け、「地域のニーズに沿った適切なサービス提供」、「適切な事業所運営の実現性」等の視点から事業計画を評価した意見書を添付し、県は市町村の意見を尊重する扱いとしている。（令和5年10月からは、質の評価の実効性を高めるものとして、市町村が意見書作成の際に活用するための評価指標を作成）
 - 令和6年度には、評価指標を作成して以降、初めての指定申請案件があり、就労継続支援B型の事業所の新規申請があり、西部総合事務所において、指定申請書と合わせて提出された米子市の意見書及び米子市の評価指標の確認等を経て、令和6年11月に指定を行った。
 - 令和7年度には、南部町の事業所から、新規申請があり、指定申請書と合わせて提出された南部町の意見書及び南部町の評価指標の確認等を経て、1月に指定を行った。米子市の事業所から新規申請があり、現在、米子市からの意見や評価指標の不適合箇所について指導、改善を求めている。
 - 都道府県が行う事業者指定及び指定更新に対し、市町村が関与できる仕組み（以下「意見申出制度」という。）が創設（令和6年4月1日施行）されたところであり、実態として総量規制ではなくなっている現状も踏まえ、就労支援B型事業所に対する市町村意見書等により質を確保しつつ、次年度より、全サービスの申出が可能である意見申出制度の運用を開始することにより、地域のニーズに応じたサービス提供体制を確保し、利用者が真に必要なとする質の高いサービスの提供を図っていくことができる。
- ＜市町村からの意見申し出に基づき、都道府県が付す条件（事例）＞
- ・医療的ケア児や重症心身障がい児、行動障がいの強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。
 - ・強度行動障がい者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。
 - ・障がいの程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。
 - ・市の（自立支援）協議会に参加すること。
- ※市町村が意見を申し出る際は、市町村障害福祉計画等の記載が根拠となることから、次期障害福祉計画等の策定にあたっては、意見申出制度の活用も念頭に入れたうえで、必要な記載の検討を要する。

意見申出制度の活用について

地域のニーズを踏まえ、利用者が必要とする質の高いサービスの提供を図るため、令和8年度から、意見申出制度の運用（案）のとおり運用することとしたいので、ご意見をお願いします。

【意見申出制度の運用（案）】

1 意見申出制度の流れ（別添：フロー図参照）

- (1) 県（障がい福祉課）は、市町村に期限を明示し、「通知の求め」をするかの照会（①）を行う。
- (2) 意見申し出する市町村は、期限内に、県（障がい福祉課）に「通知届出書（様式1）」を提出（②）する。
※市町村は、通知届出書を提出した場合は、広報又は広報誌への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知を行う。
- (3) 県障がい福祉課は、県中・西総合事務所県民福祉局に、市町村から届け出があった通知届出書（写）を送付（③）する。
- (4) 県（中・西総合事務所県民福祉局）は、事業者から、新規（更新）申請があった場合（④）は、通知届出書を提出した市町村に「意見照会通知書（様式3）」を送付（⑤）（「通知届出書」に記載のあったサービスのに限る）
- (5) 市町村は、県（中・西総合事務所県民福祉局）から、意見照会通知があった日から10日以内に、「意見申出書（様式4）」により意見を申し出ることができる。（⑥）（意見がない場合もその旨回答）

- (6) 県（中・西総合事務所県民福祉局）は、市町村から申し出のあった「意見申出書（様式4）」を踏まえ、事業者の指定に際し条件を付して指定（⑦）を行う。あわせて、市町村に指定通知の写しを送付（⑧）する。

※条件に反した事業所に対しては勧告及び指定取消しを行うことができる。

- (7) 通知届出書の内容（サービスの種類、対象となる区域及び対象となる期間）に変更がある場合は、市町村は、県（障がい福祉課）に、都度、変更届（様式2）を提出する。

2 適用時期

令和8年5月1日付けの新規（更新）指定から適用する。

3 スケジュール

- (1) 令和8年3月17日：令和7年度第2回鳥取県地域自立支援協議会で協議
- (2) " 3月下旬頃：県（障がい福祉課）は市町村に「通知の求め」を行うかの照会を行う。
- (3) " 4月中旬頃：市町村は意見申し出する場合、通知届出書を、県（障がい福祉課）に提出する。
- (4) " 4月中旬頃：県（障がい福祉課）は、県各総合事務所県民福祉局に、通知申出書（写）を送付する。
- (5) " 5月1日付けの新規（更新）指定から、意見申出制度の適用を開始